

公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊千僧駐屯地
第352会計隊長 大山 堅郎

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。
副 天 掛

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：使用済み車両（業務車2号ほか）売払い
- (2) 規 格 等：別紙売払車両一覧表のとおり
- (3) 引 渡 場 所：陸上自衛隊千僧駐屯地
- (4) 解体等実施場所：契約相手方の指定する場所
- (5) 引 渡（搬出）期 限：代金納付の日から5日以内（令和8年10月30日（金）までに搬出）
- (6) 代 金 納 付 期 限：令和8年10月30日（金）
- (7) 解 体 等 期 限：引き渡し後3か月以内

2 入札参加資格

- (1) 令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知を受けた者のうち、「物品の買受け」の等級が「C等級」以上に格付され、競争参加地域が中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 自動車リサイクル法に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に再委託する場合は、入札時までに再委託承認申請書及び中小受託事業者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官の承認を受けた業者に限定する。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (7) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (8) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売払い等に係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者（以下「未提出者」という。）がいらないかを確認した上で承認する。
- (12) 中小受託事業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊千僧駐屯地会計科契約班、千僧駐屯地公式ホームページ
入札資料等は、次に示す期間、陸上自衛隊千僧駐屯地千僧弾薬支処会計科事務室において配布する。
希望者には、メールする。
令和8年9月4日（金）～令和8年9月16日（水）（土曜・日曜・祝日の間を除く 9:00～16:00）

4 説明会及び入札の日時及び場所

- (1) 説明会 実施しない
但し、令和8年9月4日（金）～令和8年9月16日（水）の間個別に対応するので、第12項（9）に示す担当者に事前に調整し、現地確認をすること。

(2) 入 札

ア 日 時： 令和8年9月16日（水）13時30分
イ 場 所： 兵庫県伊丹市広畑1-1 陸上自衛隊千僧駐屯地 入札室

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札金額の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし落札者が契約を履行しない場合、契約金額の10/100に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額を徴収する。

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済自動車（被けん引車，二輪， 大型特殊等）の売払い	G V - Z 0 0 1 0 1 6	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 8 年 3 月 5 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車，二輪，大型特殊等）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，自動車リサイクル法という。）第 7 3 条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 7 号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成 1 4 年政令第 3 8 9 号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破砕を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの各種外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。
- b) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書 ^{b)}	各 1	a)	入札開始前までに	都道府県知事の許可証 ^{c)} を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図1による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の図8による。
4	解体証明書 ^{d)}			作業完了後 1 5 日以	図2による。
5	破砕証明書 ^{d)}			内	図3による。
注 ^{a)} 調達要領指定書によって指定する。					
注 ^{b)} 契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は、除く。					
注 ^{c)} 契約の相手方は、下請負者が解体・破砕を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。					
注 ^{d)} 売払い車両ごとの解体・破砕の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。					

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い車両の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1の8.3による。

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
〇〇 〇〇 殿

住 所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い
搬出場所：〇〇駐屯地

- 1 解体作業場所
- 2 引取り日（搬出日）
- 3 解体作業内容
- 4 破碎作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年 月 日

解 体 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について，次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 破碎実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図3－破碎証明書の様式

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	G K - 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 7 月 7 日
	作 成 部 課	千僧駐屯地業務隊管理科
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 7 日
品 名	使用済車両売払い	
仕 様 書 番 号	GV-Z001016	
指定事項：次のとおりとする。 1 売り払い車両の内訳 売払車両（車体番号・リサイクル番号等）一覧表のとおり 2 提出書類の提出先 第 3 5 2 会計隊及び千僧駐屯地業務隊管理科の二か所 3 提出先住所及び電話番号 〒 6 6 4 - 0 0 1 4 兵庫県伊丹市広畑 1 - 1 陸上自衛隊千僧駐屯地 電話 0 7 2 - 7 8 1 - 0 0 2 1 仕様書、下見、解体作業に関するお問い合わせ 業務隊管理課 担当：大島 内線 3 5 3 7 入札、契約書類の関するお問い合わせ 会計隊契約班 担当：瀧本 内線 3 3 4 6		

売払車両(車体番号・リサイクル番号等)一覧表

番号	品名	車番	メーカー・車体番号	原動機形式	リサイクル番号	備考
1	業務車2号	03-2468	ホンダ・GJ3-1102016	L15A	0904-0036-4208	兵庫地本
2	業務車2号	03-2480	ホンダ・GJ3-1102028	L15A	0904-0036-4215	兵庫地本
3	業務車2号	03-2663	ホンダ・GJ3-1103801	L15A	0904-0036-4239	兵庫地本
4	業務車2号	03-2664	ホンダ・GJ3-1103802	L15A	0904-0036-4244	兵庫地本
5	業務車2号	03-2778	ホンダ・GJ3-1104737	L15A	0904-0036-4277	兵庫地本
6	業務車2号	03-2779	ホンダ・GJ3-1104738	L15A	0904-0036-4280	兵庫地本
7	業務車2号	03-2780	ホンダ・GJ3-1104739	L15A	0904-0036-4291	兵庫地本
8	業務車2号	03-2781	ホンダ・GJ3-1104740	L15A	0904-0036-4301	兵庫地本
9	業務車2号	03-2818	ニッサン・VY12-031693	HR15	0504-0049-4204	兵庫地本
10	業務車2号	03-2826	ニッサン・VY12-032271	HR15	0504-0049-4211	兵庫地本
11	業務車2号	03-3154	ニッサン・VY12-111189	HR15	0504-0049-4051	兵庫地本
12	業務車2号	03-3155	ニッサン・VY12-111190	HR15	0504-0049-4060	兵庫地本
13	業務車2号	03-3208	ニッサン・VY12-112592	HR15	0504-0049-4075	兵庫地本
14	業務車2号	03-3214	ニッサン・VY12-111637	HR15	0504-0049-4088	兵庫地本
15	業務車2号	03-3215	ニッサン・VY12-111638	HR15	0504-0049-4099	兵庫地本
16	業務車2号	03-3216	ニッサン・VY12-111639	HR15	0504-0049-4103	兵庫地本
17	業務車2号	03-3217	ニッサン・VY12-111640	HR15	0504-0049-4110	兵庫地本
18	業務車2号	03-3223	ニッサン・VY12-111648	HR15	0504-0049-4121	兵庫地本
19	人員輸送車2号	神戸200さ1983	トヨタ・XZB40-0052975	N04C	0410-7761-7034	兵庫地本
20	1/4tトレーラ	67-6452	ソーシン・T29-0230			3特防

材質別重量区分表(内訳及び合計)

単位: kg

区 分		鋳 鉄	鉄			銅 下	アルミ 合 金	鉛 (電池、鉛)	ガ ラ ス	コ ー ム 屑	未 価 値 品	合 計
			H2	H3	H4							
品 名 業務車2号		65.10	208.40	211.30	414.50	1.70	14.80	4.70	31.30	28.10	50.00	1,029.90
台数分	18	1,171.80	3,751.20	3,803.40	7,461.00	30.60	266.40	84.60	563.40	505.80	900.00	18,538.20
品 名 人員輸送車2号		68.40	1,065.10	207.40	1,261.40	3.70	43.50	24.00	137.90	206.90	211.70	3,230.00
台数分	1	68.40	1,065.10	207.40	1,261.40	3.70	43.50	24.00	137.90	206.90	211.70	3,230.00
品 名 1／4トレーラ		9.80		303.90	9.80	1.20	1.00			42.40	16.80	384.90
台数分	1	9.80	0.00	303.90	9.80	1.20	1.00	0.00	0.00	42.40	16.80	384.90
合 計		1,250.00	4,816.30	4,314.70	8,732.20	35.50	310.90	108.60	701.30	755.10	1,128.50	22,153.10

装 輪 車 両 の 標 準 解 体 工 数 ・ 材 料 表

標 準 解 体 工 数	使 用 材 料	
	アセチレン	酸 素
4 人／時	0． 6 k g	2． 2 m ³

- 1 全装輪車両（使用済自動車の再資源化等に関する法律の適用を受ける装輪車両は除く。）に適用する。
- 2 工数及び使用材料は、1 t 当たりとする。

市価調査（依頼）書

分任契約担当官 陸上自衛隊千僧駐屯地

第352会計隊長 大山 堅郎 殿

N o	品 名 （ 規 格 ）	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	鉄屑（鋳物）	k g	1,250.00			単価及び金額 は税抜とする。
2	鉄屑（H2）	k g	4,816.30			
3	鉄屑（H3）	k g	4,314.70			
4	鉄屑（H4）	k g	8,732.20			
5	銅屑（下）	k g	35.50			
6	アルミ屑	k g	310.90			
7	鉛屑	k g	108.60			
8	ガラス屑	k g	701.30			
9	ゴム屑	k g	755.10			
10	未価値品	k g	1,128.50			
A	小 計					
B	諸 経 費	式	1.00			諸経費内訳に記載
差 引 額 (A - B)						

※調査条件

- 1 9月14日（月）12時までに、メールまたはFAXにて回答ください。

諸 経 費 内 訳	
引 取 経 費 (運 搬 費)	
解 体 経 費	
処 分 費 (未価値品等)	

メールアドレス：ma352fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

- 2 諸経費内訳は、分割できない場合は、引取経費に一括計上してください。

住 所

会 社 名

代表者名

承認申請
再委託
届出書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊千僧駐屯地第352会計隊
会計隊長 大山 堅朗 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連絡先

1 _____ を再委託者として貴発注

調 達 要 求 番 号 第 GK-001 号

契約番号契約年月日 令和8年9月16日

品 名 数 量 業務車2号ほか

に関する契約について別紙のとおり請け負わせたいので承認願います。

2 令和8年度分

承 認 書

調 達 要 求 番 号 第5号

契約番号契約年月日 令和8年9月16日

品 名 数 量 業務車2号ほか

の契約に係る事項について _____ に請け負わせることについて、
下記条件を付して承認する。

記

- 1
- 2
- 3

承認番号 再委託番号

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊千僧駐屯地第352会計隊
会計隊長 大山 堅朗

- 1 再委託を行わせようとする者の名称、所在地、代表者名、担当者名、連絡先、資本金、営業状況、生産設備及び従業員の概要並びにその選定理由

- 2 再委託を必要とする理由

- 3 再委託の範囲

- 4 再委託部分にかかる契約金額又は見積額

- 5 契約相手方と再委託を行わせようとする者との再委託部分に係る納入条件（納期、納入場所等）

- 6 その他必要と認める事項

注 年度区分においての届け出は、項目 1， 2， 3 とする。